介護老人福祉施設　重要事項説明書

（　令和７年５月１日現在　）

１　法人、施設の概要

【名称・所在地等】

法　人　名	社 会 福 祉 法 人　高 砂 会　　【平成２年７月３１日法人認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
代　表　者	理事長　西　芳 秀		
施　設　名	特別養護老人ホーム　中 野 園　　【平成３年１１月１８日開設認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
管　理　者	施設長　嶽 石 光 弥		
事業者番号	介護老人福祉施設（千葉県　第１２７０４００４３３号）		
定　　員	５０名		
電　　話	０４３－２２８－３５５５	Ｆ Ａ Ｘ	０４３－２２８－３３７７
E-Mail	info@nakano-en.jp		
ホームページ	https://www.nakano-en.jp		
併 設 事 業	・短期入所生活介護事業（定員４名） ・通所介護事業（定員２０名） ・居宅介護支援事業		

【職員体制】

職名	常勤	非常勤	計	職名	常勤	非常勤	計
施設長	１名		１名	医師		１名	１名
副施設長	１名		１名	看護職員		６名	６名
事務長	１名		１名	介護職員	１３名	７名	２０名
事務職員	２名		２名	管理栄養士	１名		１名
生活相談員	１名		１名	機能訓練指導員	１名	６名	７名
介護支援専門員	１名		１名	＊全職員はショートステイサービス中野園と兼務 ＊機能訓練指導員は看護職員が兼務			

上表のうち介護関係資格保持者

介護福祉士	１３名	初任者研修修了以上	４名

【設備概要】

居　　室：従来型個室（11.25 ㎡×２室）
　　多床室（２人室 16.5 ㎡×２２室）　（4 人室 33.0 ㎡×２室）
浴　　室：一般浴槽　特殊浴槽　車椅子対応浴槽
食　　堂：１室
機能訓練室：１室
相　談　室：２室
医　務　室：１室
静　養　室：１室１床

２　サービス内容

【基本サービス】

① 施設サービス計画の立案
　常勤の介護支援専門員がケアプランを立案し、皆様へ説明させていただき同意を得ます。

② 居室
　基本的には定員２名の居室になります。

③ 食事
　朝食　　８時　～
　昼食　１２時　～　　＊原則、３階の食堂にておとりいただきます。
　夕食　１７時　～

④ 入浴
　週に最低２回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、清拭となる場合があります。

⑤ 介護
　施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。
　（着替え、排泄、食事等の介助、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添等）

⑥ 機能訓練
　必要に応じて３階の訓練室にて個別の訓練計画に基づき機能回復訓練を行います。

⑦ 生活相談
　常勤の生活相談員に、生活に関する種々な相談ができます。また、希望により行政手続き事務の代行を行います。

⑧ 健康管理
　年間１回の健康診断を行います。また、毎週金曜日の１４時から１６時まで診察室にて嘱託医による診察を受けることができます。なお、治療及び入院等が必要な場合は基本的に下記の協力医療機関へ要請いたします。（この場合の移送は原則 当施設にて行います。）　協力医療機関以外の医療機関をご希望の場合はご相談下さい。

　協力医療機関：泉中央病院（外科、胃腸科、内科、整形外科）
　　千葉市若葉区高根町 964-42　電話 043-228-4131

　そ　の　他：茂原デンタルクリニック（訪問歯科＜施設内＞）

【その他のサービス】

① ヘアカット
　月に数回、有償ボランティアによるカットサービスを実施しております。（料金実費）

② 行政手続き事務代行
　行政手続きの代行を施設にて受付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。（経費実費）

③ レクリエーション・クラブ活動等
　当施設では、季節に応じた諸行事、クラブ活動を行います。（種類によっては別途経費がかかるものもございます。）

④ 日用品購入支払代行
当施設では、個人で購入をご希望される物品に関しまして、購入及び支払い代行を行います。
⑤ 預かり金品の管理、保管
利用者もしくは代理人から依頼を受けて管理する利用者に関わる現金、預貯金通帳、印鑑などにつきましては施設で保管及び管理ができます。(経費別記)
⑥ その他
毎月１回、誕生食（特別料理）を楽しんでいただけます。

３　利用料金

【基本料金】: 自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合による。(共に同一料金)

区分	従来型個室（１日）				多床室（１日）			
	基本料金	自己負担額（１割）	自己負担額（２割）	自己負担額（３割）	基本料金	自己負担額（１割）	自己負担額（２割）	自己負担額（３割）
要介護度１	6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円	6,290 円	629 円	1,258 円	1,887 円
要介護度２	7,038 円	704 円	1,408 円	2,112 円	7,038 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護度３	7,817 円	782 円	1,564 円	2,346 円	7,817 円	782 円	1,564 円	2,346 円
要介護度４	8,565 円	857 円	1,714 円	2,571 円	8,565 円	857 円	1,714 円	2,571 円
要介護度５	9,302 円	931 円	1,862 円	2,793 円	9,302 円	931 円	1,862 円	2,793 円
居住費	1,320 円				980 円			
食　費	1,850 円							

◎【介護保険負担限度額認定申請書】を管轄行政窓口へ提出し、【介護保険負担限度額認定証】を交付された方は速やかに当事業所へ提出して下さい。対象者の方は居住費及び食費について【同認定証】に記載された金額を超えて当事業所が請求することはございません。
◎外泊又は入院等の場合による居住費について、お部屋が利用者のために確保されている場合には請求の対象となります。(【同認定証】をお持ちの方は６日までは負担限度の適用を受けられますが、７日目からは通常の料金が発生します。)
◎高齢夫婦世帯で【同認定証】をお持ちでない方が入所することにより、ご自宅等で生活される配偶者が生計困難にならないよう「特例減額措置」の制度がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。
◎低所得で生計が困難である方の負担軽減をすることにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする社会福祉法人等による「利用者負担軽減制度」がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。

【加算料金】: 自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合により変動する。
①福祉施設初期加算：１日３２円（新規入所、退院後再入所してから３０日）
②福祉施設外泊時費用：１日２６３円（月６日限度）
③個別機能訓練加算Ⅰ：１日１３円（機能訓練指導員を配置し計画的に機能訓練を実施した場合）
④個別機能訓練加算Ⅱ：１月２２円（機能訓練指導員を配置し計画的に機能訓練を実施した場合等）
⑤個別機能訓練加算Ⅲ：１月２２円（一定の条件の下、機能訓練指導員を配置し計画的に機能訓練を実施した場合等）
⑥ADL 維持等加算Ⅰ：１月３２円（一定の条件の下、ADL の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合）
⑦ADL 維持等加算Ⅱ：１月６４円（一定の条件の下、ADL の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合）
＊ ⑥と⑦はどちらか一方
⑧夜勤職員配置加算Ⅰ：１日２４円（一定の条件の下、夜勤職員を基準より常勤換算で 0.9 又は１人以上多く配置の場合）
⑨看取り介護加算１：１日７７円（一定の条件の下、施設で看取り介護を提供した場合：死亡日以前 31 日以上 45 日以下）
⑩看取り介護加算２：１日１５４円（一定の条件の下、施設で看取り介護を提供した場合：死亡日以前４日以上 30 日以下）
⑪看取り介護加算３：１日７２７円（一定の条件の下、施設で看取り介護を提供した場合：死亡日以前２日又は３日）

⑫看取り介護加算４：１日１，３６７円（一定の条件の下、施設で看取り介護を提供した場合：死亡日）
⑬看護体制加算Ⅰ：１日７円（常勤の看護師を配置の場合）
⑭看護体制加算Ⅱ：１日１４円（看護職員を基準より常勤換算で１人以上多く配置の場合）
⑮若年性認知症入所者受入加算：１日１２９円（対象者が一定の条件の場合）
⑯サービス提供体制強化加算Ⅰ：１日２４円（介護福祉士の割合が 80%以上又は勤続 10 年の介護福祉士の割合が 35%以上の場合）
⑰日常生活継続支援加算：１日３９円
（a 一定期間における新規利用者のうち、要介護４～５の割合が７０%以上又は認知症日常生活自立度がⅢ以上の割合が６５%以上､若しくは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条に掲げる行為が必要な利用者が総数の１５%以上であること）
（b 介護福祉士を入所者の数が６又はその端数を増すごとに１以上配置していること）　＊ａｂの両方に該当の場合
＊ ⑯と⑰はどちらか一方
⑱認知症行動・心理症状緊急対応加算：１日２１４円（対象者が一定の条件の場合：入所から７日を限度）
⑲口腔衛生管理加算Ⅰ：１月９７円（一定の条件の下、歯科衛生士が入所者に口腔ケアを月２回以上行った場合等）
⑳口腔衛生管理加算Ⅱ：１月１１８円（一定の条件の下、歯科衛生士が入所者に口腔ケアを月２回以上行った場合等）
㉑栄養マネジメント強化加算：１日１２円（一定の条件の下、多職種が協働して栄養マネジメントを実施した場合）
㉒排せつ支援加算Ⅰ：１月１１円（一定の条件の下、多職種が協働して排せつ支援を実施した場合）
㉓排せつ支援加算Ⅱ：１月１６円（一定の条件の下、多職種が協働して排せつ支援を実施した場合）
㉔排せつ支援加算Ⅲ：１月２２円（一定の条件の下、多職種が協働して排せつ支援を実施した場合）
＊ ㉒㉓㉔はいずれか一方
㉕自立支援促進加算：１月２９９円（一定の条件の下、多職種が協働して自立支援・重度化防止のためのケアを実施した場合等）
㉖科学的介護推進体制加算Ⅰ：１月４３円（入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出し、
フィードバックを受けた情報をサービス提供に活用している場合等）
㉗科学的介護推進体制加算Ⅱ：１月５４円（Ⅰの基本的な情報に、疾病の状況を加えて厚労省に提出し、
フィードバックを受けた情報をサービス提供に活用している場合等）
㉘安全対策体制加算：入所時に１回に限り２２円（外部の研修を受けた担当者が配置され、
施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合）
㉙褥瘡マネジメント加算Ⅰ：１月４円（一定の条件の下、褥瘡について計画的に管理した場合）
㉚褥瘡マネジメント加算Ⅱ：１月１４円（一定の条件の下、褥瘡について計画的に管理した場合）
＊㉙と㉚はどちらか一方
㉛退所時栄養情報連携加算：１月７５円（管理栄養士が入所者等の栄養管理に関する情報について、
他の介護保険施設や医療機関等に提供した場合：月１回を限度）
㉜協力医療機関連携加算１：１月１０７円（一定の条件の下、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している
協力医療機関と連携している場合）
㉝協力医療機関連携加算２：１月６円（一定の条件の下、㉜以外の協力医療機関と連携している場合）
㉞特別通院送迎加算：１月６３５円（透析が必要な入所者を 1 月に 12 回以上、通院のため送迎を行なった場合）
㉟認知症チームケア推進加算Ⅰ：１月１６１円（一定の条件の下、認知症の行動・心理症状の予防等に資する
チームケアを実施した場合）
㊱認知症チームケア推進加算Ⅱ：１月１２９円（一定の条件の下、認知症の行動・心理症状の予防等に資する
チームケアを実施した場合）
㊲高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ：１月１１円（施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医
療機関との連携の上で施設内で感染者の療養や他の入所者等への感染拡大を防止した場合）
㊳高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ：１月６円（一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生し
た場合の感染制御等の実地指導を受けた場合）
㊴新興感染症等施設療養費：１月２５７円（厚生労働大臣が別に定める感染症に感染した場合に、
一定の条件の下、当該感染症に感染した入所者等に介護サービスを行った場合：月５日限度）
㊵生産性向上推進体制加算Ⅰ：１月１０７円（見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイド
ラインに基づいた業務改善を継続的に行った場合）

㊶生産性向上推進体制加算Ⅱ：１月１１円（見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行った場合）
㊷介護職員等処遇改善加算Ⅰ:基本料金及び加算料金の 14.0%相当額

【その他自己負担となるもの】
① ヘアカット：１回につき1,５００円
② 預かり金取り扱い手数料：１日１００円
③ レクリエーション・クラブ活動等：場合により実費負担
④ 電気製品使用の場合：１日１点１００円
⑤ コピー代：１枚１０円
⑥ 行事特別食食材費　一カ月５００円
【お支払方法】
・本人様名義の通帳からの口座振替となっております。（千葉興業銀行の本支店に限ります。）
・毎月１５日までに、前月分の請求書を送付いたしますので同２５日までにご入金ください。口座振替後に領収書を発行いたします。
（口座振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に振替の手続きをいたします。）

４　入退所の手続き

入所の手続き	・ 要介護の認定を受けられた方で、入所を希望される方はお電話等でご連絡ください。所定の申込書をご記入いただいて受付した時点で待機登録となります。 ・ 入所にあたっては、診断書をご提出いただき、施設の生活相談員等が面接の後、施設内の判定委員会で検討し入所の可否を決定しご通知します。（この際、入所定員の関係上お待ちいただく場合もあります。） ・ 入所が決定しましたら契約となりますが、その際の有効期間は要介護認定の期間と合わせます。ただし、認定更新後も入所要件を満たしておれば自動的に契約を更新できます。詳細につきましては生活相談員または介護支援専門員にお尋ねください。
契約の自動終了	以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。 ・ 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所された場合 ・ 介護認定区分が非該当（自立・要支援）となられた場合 ・ 入所されておられる方が死亡または被保険者資格を喪失された場合 ・ 入院されて明らかに３ヶ月以内に退院できる見込みがないとの医師の診断があったとき、及び３ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合 ・ その他 サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合、または施設や施設の職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただきます。この場合、契約終了３０日前までに文書で通知いたします。

５　施設のサービス特徴等

【運営方針】（基本理念）

・ 私たちは、利用者の尊厳の保持を旨とし、サービスの質の向上に努めてまいります。
・ 私たちは、地域福祉推進のために、地域関係機関と関係を密にし、相互理解を深め、共存していけるよう努めてまいります。
・ 私たちは、利用者と地域社会が交流を深め、地域の中で日々充実した生活が営めるよう支援いたします。

【サービス利用のために】

男性介護職員	配置しております。
従業員の研修の実施	適宜実施しております。
身体拘束	原則行いません。ただし、ご本人及び他の入所者の方々の身体、生命を保護する等、やむを得ない時は協議のうえ行うこともあります。

【施設利用にあたってご留意いただく事項】

面　会	面会時間は極力午前９時～午後６時の間でお願いします。面会の際は、玄関にある面会簿にご記入ください。また、防犯上の問題や入所されておられる方の生活の関係上、上記以外の早朝、夜間の時間帯はご遠慮ください。
外出・外泊	ご自由です。指定の用紙にご記入の上届け出てください。
飲　酒	行事等の時のみご希望いただいた方に、お出しします。それ以外の飲酒についてはご相談ください。
喫　煙	入所されている方の健康管理及び消防署からの勧告により、喫煙場所以外での喫煙は禁止となっております。また、マッチ・ライター等については預からせていただきます。
設備・器具の利用	ご利用については必ず職員におたずねください。
金銭・貴重品の管理	施設での管理をご希望される方は、ご相談ください。
宗教活動	信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対し外部の方を招いての布教活動はご遠慮願います。
ペット	ペットの持ち込みはできません。
その他	ここに取り決めのないことについては随時協議をすることとします。

６　緊急時の対応方法

入所されておられる方に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族等へ速やかに連絡いたします。

７　非常災害対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」に基づき非常時に対応します。
防災設備	・スプリンクラー、火災報知受信機、非常通報装置、消火器、非常用電源等の消防基準に適した設備を備えています。 ・カーテン、布団等は防炎性能のある物を使用しております。
防災訓練	別途定める「消防計画」に従い、防災訓練、避難誘導訓練等を定期的に実施しています。
防火責任者	施設長　嶽 石 光 弥

８　サービス内容に関する相談・苦情

相談･苦情窓口	苦情解決責任者	施　設　長：嶽 石 光 弥	連絡先：中野園 電話 043-228-3555
	苦情受付担当者	生活相談員：日 暮　　睦	
中野園 第三者委員	鈴 木 絹 枝　　電話 043-228-3555		
	高 橋 祥 子　　電話 043-228-3555		
行政の窓口	千葉市介護保険事業課　　電話 043-245-5256		
	千葉県運営適正化委員会　　電話 043-246-0294		
	千葉県国保連合会　苦情処理係　　電話 043-254-7428		

事業者は、利用者又はその家族に対して本重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は介護サービスの提供の開始について同意し、別紙介護老人福祉施設契約書を締結することとする。

短期入所生活介護　重要事項説明書

（令和７年４月１日現在）

１　法人、施設の概要

【名称・所在地等】　　＊当事業所は特別養護老人ホーム中野園に併設しています。

法　人　名	社 会 福 祉 法 人　高 砂 会　　【平成２年７月３１日法人認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
代　表　者	理事長　西　芳 秀		
施　設　名	ショートステイサービス　中 野 園　【平成３年１１月１８日開設認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
管　理　者	施設長　嶽 石 光 弥		
事業者番号	短期入所生活介護事業（千葉県　第１２７０４００２８４号）		
定　　員	４名		
電　　話	０４３－２２８－３５５５	ＦＡＸ	０４３－２２８－３３７７
E-Mail	info@nakano-en.jp		
ホームページ	https://www.nakano-en.jp		
併設事業	・介護老人福祉施設（定員５０名） ・通所介護事業（定員２０名） ・居宅介護支援事業		

【職員体制】

職名	常勤	非常勤	計	職名	常勤	非常勤	計
施設長	１名		１名	医師		１名	１名
副施設長	１名		１名	看護職員	１名	６名	７名
事務長	１名		１名	介護職員	１３名	７名	２０名
事務職員	２名		２名	管理栄養士	１名		１名
生活相談員	１名		１名	機能訓練指導員	１名	６名	７名
介護支援専門員	１名		１名	＊全職員は特別養護老人ホーム中野園と兼務 ＊機能訓練指導員は看護職員が兼務			

上表のうち介護関係資格保持者

介護福祉士	１３名	初任者研修修了以上	４名

【設備概要】

居　　室：従来型個室（11.25 ㎡×２室）
　　多床室（２人室 16.5 ㎡×２２室）　（4 人室 33.0 ㎡×２室）
浴　　室：一般浴槽　特殊浴槽　車椅子対応浴槽
食　　堂：１室
機能訓練室：１室
相　談　室：２室
医　務　室：１室
静　養　室：１室１床

２　サービス内容

【基本サービス】

① 居室

基本的には定員２名の居室になります。

② 食事

朝食　　８時　～
昼食　１２時　～　　＊原則、３階の食堂にておとりいただきます。
夕食　１７時　～

③ 入浴

ご利用期間と時間帯が入浴日（月火木金）にあえば入浴可能です。

④ 介護

次の介護等を行います。（着替え、排泄、食事等の介助、体位交換､シーツ交換、施設内の移動の付添等）

⑤ 機能訓練

必要に応じて３階の訓練室にて機能回復訓練を行います。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する種々な相談ができます。

⑦ 健康管理

看護師が心身の状態について健康管理を行います。ご利用中に状態の変化等があった場合は速やかにご家族様へ連絡し、必要な対応を行います。

【その他のサービス】

① ヘアカット

月に数回、有償ボランティアによるカットサービスを実施しております。（料金実費）

② レクリエーション・クラブ活動等

当施設では、季節に応じた諸行事、クラブ活動を行います。（種類によっては別途経費がかかるものもございます。）

３　利用料金

【基本料金】：自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合による。（共に同一料金）

区分	従来型個室（１日）				多床室（１日）			
	基本料金	自己負担額（１割）	自己負担額（２割）	自己負担額（３割）	基本料金	自己負担額（１割）	自己負担額（２割）	自己負担額（３割）
要支援１	4,884 円	489 円	978 円	1,467 円	4,884 円	489 円	978 円	1,467 円
要支援２	6,075 円	608 円	1,216 円	1,824 円	6,075 円	608 円	1,216 円	1,824 円
要介護度１	6,530 円	653 円	1,306 円	1,959 円	6,530 円	653 円	1,306 円	1,959 円
要介護度２	7,277 円	728 円	1,456 円	2,184 円	7,277 円	728 円	1,456 円	2,184 円
要介護度３	8,068 円	807 円	1,614 円	2,421 円	8,068 円	807 円	1,614 円	2,421 円
要介護度４	8,826 円	883 円	1,766 円	2,649 円	8,826 円	883 円	1,766 円	2,649 円
要介護度５	9,573 円	958 円	1,916 円	2,874 円	9,573 円	958 円	1,916 円	2,874 円
滞在費	1,320 円				980 円			
食　費	1,850 円（朝 420 円　昼 800 円　夕 630 円）							

◎入所日及び退所日等の食費は、実際の喫食分のご請求です。

◎【介護保険負担限度額認定申請書】を管轄行政窓口へ提出し、【介護保険負担限度額認定証】を交付された方は速やかに当事業所へ提出して下さい。対象者の方は滞在費及び食費について【同認定証】に記載された金額を超えて当事業所が請求することはございません。

◎低所得で生計が困難である方の負担軽減をすることにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする社会福祉法人等による「利用者負担軽減制度」がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。

【加算料金】：自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合により変動する。

①送迎加算：片道２００円（入退所の際に送迎車を利用した場合）

②機能訓練体制加算：１日１３円（機能訓練指導員を配置の場合）

③看護体制加算Ⅰ：１日５円（常勤の看護師を配置の場合）

④看護体制加算Ⅱ：１日９円（看護職員を基準より常勤換算で１人以上多く配置の場合）

⑤看護体制加算Ⅲ：１日７円（③の要件に加え、要介護３以上の利用者が 70%以上の場合）

⑥看護体制加算Ⅳ：１日１４円（④の要件に加え、要介護３以上の利用者が 70%以上の場合）

＊ ③と⑤及び④と⑥はどちらか一方

⑦医療連携強化加算：１日６３円（一定の条件の下、重度な対象者が入所した場合）

⑧緊急短期入所受入加算：１日９８円（一定の条件の下、緊急で入所した場合：入所から７日又は１４日を限度）

⑨サービス提供体制強化加算Ⅰ：１日２４円（介護福祉士の割合が 80%以上又は勤続 10 年の介護福祉士の割合が 35%以上の場合）

⑩サービス提供体制強化加算Ⅱ：１日２０円（介護福祉士の割合が 60%以上の場合）

⑪サービス提供体制強化加算Ⅲ：１日７円（介護福祉士の割合が 50%以上又は常勤職員の割合が 75%以上又は勤続７年以上の割合が 30%以上の場合）

＊ ⑨⑩⑪はいずれか一方

⑫若年性認知症利用者受入加算：１日１３０円（一定の条件の対象者が入所した場合）

⑬認知症行動・心理症状緊急対応加算：１日２１７円（一定の条件の対象者が入所した場合：７日を限度）

⑭看取り連携体制加算：１日７０円（一定の条件の下、看取り介護を提供した場合：死亡日含め３０日以内）

⑮生産性向上推進体制加算Ⅰ：１月１０７円（見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行った場合）

⑯生産性向上推進体制加算Ⅱ：１月１１円（見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行った場合）

⑰夜勤職員配置加算Ⅰ：１日１４円（一定の条件の下、夜勤職員を基準より常勤換算で 0.9 又は１人以上多く配置の場合）
⑱介護職員等処遇改善加算Ⅰ:基本料金及び加算料金の 14.0%相当額
＜要支援１及び要支援２の方は③④⑤⑥⑦⑧⑰は除く＞

【その他自己負担となるもの】
① ヘアカット：１回につき1,５００円
② レクリエーション・クラブ活動等：場合により実費負担
③ 電気製品使用の場合：１日１点１００円　　④ コピー代：１枚１０円

【お支払方法】
入所期間に応じて退所時に請求書を発行いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、現金支払、銀行振込の２通りから選べます。
① 現金支払の場合：１階事務所窓口にて
9:00～18:00
② 銀行振込の場合：右記指定金融機関

千葉興業銀行　小倉台支店 ショートステイサービス中野園 管理者　嶽石光弥　普通預金　№6974601

【キャンセル料】
入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

・ 入所日の前日午後６時までにご連絡いただいた場合	無　料
・ 入所日の前日午後６時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の２０％

４　申し込み、利用中止、契約終了等

利用申し込み	まずは電話でご相談下さい。サービス内容、料金等の重要事項に同意していただいた後に契約を締結いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。
利用中止	利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。 ・利用者が中途退所を希望した場合 ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合 ・利用中に体調が悪くなった場合 ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
契約終了	（お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合） ・実際に短期入所生活介護をご利用期間中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。 （以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。） ・他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所された場合 ・介護認定区分が非該当（自立）となられた場合 ・入所されておられる方が死亡または被保険者資格を喪失された場合 ・サービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１０日以内に支払わない場合 ・施設や施設の職員に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

５　施設のサービス特徴等

【運営方針】（基本理念）

・ 私たちは、利用者の尊厳の保持を旨とし、サービスの質の向上に努めてまいります。
・ 私たちは、地域福祉推進のために、地域関係機関と関係を密にし、相互理解を深め、共存していけるよう努めてまいります。
・ 私たちは、利用者と地域社会が交流を深め、地域の中で日々充実した生活が営めるよう支援いたします。

【サービス利用のために】

男性介護職員	配置しております。
従業員の研修の実施	適宜実施しております。
身体拘束	原則行いません。ただし、ご本人及び他の入所者の方々の身体、生命を保護する等、やむを得ない時は協議のうえ行うこともあります。
その他	・ 要支援者又は要介護者がまだ認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が、介護保険から払い戻されます。（償還払い） ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【施設利用にあたっての留意事項】

入所に際して	持ち物すべてに、縫い取りや油性マジックで名前を付記して下さい。
外出・外泊	ご自由です。指定の用紙にご記入の上届け出て下さい。
飲　酒	行事等の時のみご希望いただいた方に、お出しします。それ以外の飲酒についてはご相談下さい。
喫　煙	利用されている方の健康管理及び消防署からの勧告により、喫煙場所以外での喫煙は禁止となっております。また、マッチ・ライター等については預からせていただきます。
設備・器具の利用	ご利用については必ず職員におたずね下さい。
金銭・貴重品の管理	施設での管理をご希望される方は、ご相談下さい。
宗教活動	信仰に関しては自由ですが、入所されておられる方に対し外部の方を招いての布教活動はご遠慮願います。
ペット	ペットの持ち込みはできません。
施設外での受診	利用期間中に受診の必要が生じたときは、ご家族に連絡いたしますので対応をお願いいたします。ただし、緊急性のある場合は、施設の協力医療機関に受診いたします。 協力医療機関：泉中央病院（外科、胃腸科、内科、整形外科） 千葉市若葉区高根町 964-42　電話 043-228-4131
その他	ここに取り決めのないことについては随時協議をすることとします。

６　利用日の変更、追加の申し込み方法

利用日の変更、追加が生じた場合は、速やかにご連絡ください。その場合、お部屋の調整等でご希望に副えない時はご了承ください。

７　緊急時の対応方法

入所されておられる方に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族等へ速やかに連絡いたします。

８　非常災害対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」に基づき非常時に対応します。
防災設備	・スプリンクラー、火災報知受信機、非常通報装置、消火器、非常用電源等の消防基準に適した設備を備えています。 ・カーテン、布団等は防炎性能のある物を使用しております。
防災訓練	別途定める「消防計画」に従い、防災訓練、避難誘導訓練等を定期的に実施しています。
防火責任者	施設長　嶽 石 光 弥

９　サービス内容に関する相談・苦情

相談･苦情窓口	苦情解決責任者	施　設　長：嶽 石 光 弥	連絡先：中野園 電話 043-228-3555
	苦情受付担当者	生活相談員：日 暮　　睦	
中野園 第三者委員	鈴 木 絹 枝	電話 043-228-3555	
	高 橋 祥 子	電話 043-228-3555	
行政の窓口	千葉市介護保険事業課	電話 043-245-5256	
	千葉県運営適正化委員会	電話 043-246-0294	
	千葉県国保連合会　苦情処理係	電話 043-254-7428	

事業者は、利用者又はその家族に対して本重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は介護サービスの提供の開始について同意し、別紙短期入所生活介護契約書を締結することとする。

通所介護　重要事項説明書

（令和７年４月１日現在）

１　法人、施設の概要

【名称・所在地等】　　＊当事業所は特別養護老人ホーム中野園に併設しています。

法　人　名	社 会 福 祉 法 人　高 砂 会　　【平成２年７月３１日法人認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
代　表　者	理事長　西　芳 秀		
施　設　名	中 野 園　デイサービスセンター　　【平成４年３月１日開設認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
管　理　者	施設長　嶽 石 光 弥		
事業者番号	通所介護事業（千葉県　第１２７０４００１８５号）		
定　　員	２０名		
実 施 区 域	千葉市若葉区、緑区、中央区、八街市、東金市、大網白里町		
電　　話	０４３－２２８－３５５５	ＦＡＸ	０４３－２２８－３３７７
E-Mail	info@nakano-en.jp		
ホームページ	https://www.nakano-en.jp		
併 設 事 業	・介護老人福祉施設（定員５０名） ・短期入所生活介護事業（定員４名） ・居宅介護支援事業		

【職員体制】

職名	常勤	非常勤	計	職名	常勤	非常勤	計
施設長	１名		１名	看護職員		１名	１名
生活相談員	１名		１名	機能訓練指導員		１名	１名
介護職員	３名	１名	４名	＊施設長は特別養護老人ホーム中野園と兼務 ＊機能訓練指導員は看護職員が兼務			

【設備概要】

浴　　室：一般浴槽　リフト浴槽
食　　堂：１室（92.72 ㎡）
機能訓練室：１室（81.99 ㎡）
相　談　室：１室
静　養　室：１室２床
送　迎　車：４台

２　通所介護の内容

① 営業日

毎週　月～土（１２月３１日～１月３日を除く）

② 営業時間

午前９時３０分　～　午後４時４５分（送迎時間を除く）

③ サービス内容

通所介護計画に沿って下記のサービス、その他必要な介護等を行います。

（１）食事提供（但し、食費<調理コスト含>は別途いただきます。）

管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。＜食事時間 11:45～12:30＞

（２）入浴介助

身体状況に応じて、介助浴および特別浴にてご利用者の入浴の介助を行います。

（３）排泄介助

ご利用者の排泄の介助を行います。

（４）機能訓練

センター内において昇降階段、平行棒、電気療法器具等を用いて機能訓練指導員の指導のもと機能訓練を行います。

（５）送迎

ご希望に応じてご利用者のご家庭からセンター間の送迎を行います。

（６）その他

レクリェーション、工作等の作業療法を行います。（種類によっては別途経費がかかるものもございます。）

３　利用料金

【基本料金】：自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合による。

区分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金（１回）	7,027 円	8,298 円	9,612 円	10,925 円	12,260 円
自己負担額（１割）	703 円	830 円	962 円	1,093 円	1,226 円
自己負担額（２割）	1,406 円	1,660 円	1,924 円	2,186 円	2,452 円
自己負担額（３割）	2,190 円	2,490 円	2,886 円	3,279 円	3,678 円

◎低所得で生計が困難である方の負担軽減をすることにより、サービスの利用促進を図ることを目的とする社会福祉法人等による「利用者負担軽減制度」がありますので、対象と思われる方はご相談下さい。

【加算料金】：自己負担額は【介護保険負担割合証】の割合により変動する。

① 入浴介助加算Ⅰ：１回４３円（対象者のみ）

② 入浴介助加算Ⅱ：１回５９円（一定条件の対象者が利用した場合）

③ 若年性認知症利用者受入加算：１回６４円（一定の条件の対象者が利用した場合）

④ 認知症加算：１回６４円（一定の条件の対象者が利用した場合）

⑤ サービス提供体制強化加算Ⅰ：１回２２円
（介護福祉士の割合が 70%以上又は勤続 10 年の介護福祉士の割合が 25%以上の場合）

⑥ サービス提供体制強化加算Ⅱ：１回２２円
（介護福祉士の割合が 50%以上の場合）

⑦ サービス提供体制強化加算Ⅲ：１回２２円
（介護福祉士の割合が 40%以上又は勤続 7 年以上の職員の割合が 30%以上の場合）

◎ サービス提供体制強化加算はⅠⅡⅢのいずれか

⑧ ADL 維持等加算Ⅰ：１月３３円（一定の条件の下、ADL の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合）
⑨ ADL 維持等加算Ⅱ：１月６５円（一定の条件の下、ADL の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合）
◎ ADL 維持等加算はⅠⅡのいずれか
⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ：６月２２円（一定の条件の下、口腔の健康状態及び栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合：６月に１回を限度）
⑪ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ：６月６円（一定の条件の下、口腔の健康状態又は栄養状態に係るいずれかの情報を介護支援専門員に文書で共有した場合：６月に１回を限度）
◎ 口腔・栄養スクリーニング加算はⅠⅡのいずれか
⑫ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ:基本料金及び加算料金の 9.2%相当額
⑬ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ:基本料金及び加算料金の 9.0%相当額
◎ 介護職員等処遇改善加算はⅠⅡのいずれか

【食費】（おやつ及び調理コスト含）
１食：８００円
【その他】
① おむつ代等にかかる費用は自己負担となります。
② レクリエーション・クラブ活動等：場合により実費負担
③ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦１日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、千葉市の窓口に提出しますと、差額（９割）の払い戻しを受けることができます。
【キャンセル料】＜注＞要支援１及び要支援２の方は対象外です。
入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

・ ご利用日の当日午前９時までにご連絡いただいた場合	無　料
・ ご利用日の当日午前９時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の２０％

【お支払方法】
利用実績に応じて翌月１５日までに請求書を発行いたします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、現金支払、銀行振込の２通りから選べます。
① 現金支払の場合：１階事務所窓口にて 9:00～17:30
② 銀行振込の場合：右記指定金融機関

千葉興業銀行　小倉台支店
中野園デイサービスセンター
管理者　嶽石光弥　普通預金　№5011661

４　申し込み、利用中止等

利用申し込み	まずは電話でご相談下さい。サービス内容、料金等の重要事項に同意していただいた後に契約を締結いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談下さい。
健康上の 利用中止等	・ 風邪、病気等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。 ・ 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。 ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等､必要な措置を講じます。 ・ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えができませんのでご了承下さい。

５　施設のサービス特徴等

【運営方針】（基本理念）

・ 私たちは、利用者の尊厳の保持を旨とし、サービスの質の向上に努めてまいります。
・ 私たちは、地域福祉推進のために、地域関係機関と関係を密にし、相互理解を深め、共存していけるよう努めてまいります。
・ 私たちは、利用者と地域社会が交流を深め、地域の中で日々充実した生活が営めるよう支援いたします。

【サービス利用のために】

男性介護職員	配置しております。
従業員の研修の実施	適宜実施しております。
その他	・ 要支援者又は要介護者がまだ認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます｡要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い)。 ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【留意事項】

利用に際して	持ち物すべてに、縫い取りや油性マジックで名前を記入して下さい。
喫　煙	指定の喫煙場所にて喫煙できます。タバコ、ライター等は自己管理ですが、取扱いには十分注意して下さい。
設備・器具の利用	ご利用については必ず職員におたずね下さい。
金銭･貴重品の持込み	必要以上の貴重品及び金銭は、極力持込みはご遠慮下さい。
宗教活動	信仰に関しては自由ですが､利用されておられる方に対し外部の方を招いての布教活動はご遠慮願います。
施設外での受診	利用中に受診の必要が生じたときは､ご家族に連絡して対応をお願いいたします。ただし、緊急性のある場合は、施設の協力医療機関に受診いたします。 協力医療機関：泉中央病院（外科、胃腸科、内科、整形外科） 千葉市若葉区高根町 964-42　電話 043-228-4184
その他	ここに取り決めのないことについては随時協議をすることとします。

６　変更、追加の申し込み方法

利用日の変更、追加が生じた場合は、速やかにご連絡ください。その場合、送迎等の関係でご希望に副えない時はご了承ください。

７　緊急時の対応方法

利用中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族等へ速やかに連絡いたします。

８　非常災害対策

災害時の対応	別途定める「消防計画」に基づき非常時に対応します。
防災設備	・スプリンクラー、火災報知受信機、非常通報装置、消火器、非常用電源等の消防基準に適した設備を備えています。 ・カーテン、布団等は防炎性能のある物を使用しております。
防災訓練	別途定める「消防計画」に従い、防災訓練、避難誘導訓練等を定期的に実施しています。
防火責任者	施設長　嶽 石 光 弥

９　サービス内容に関する相談・苦情

相談･苦情窓口	苦情解決責任者	施設長：嶽 石 光 弥	連絡先：中野園 電話 043-228-3555
	苦情受付担当者	生活相談員：山 口 徳 明	
中野園 第三者委員	鈴 木 絹 枝　　電話 043-228-3555		
	高 橋 祥 子　　電話 043-228-3555		
行政の窓口	千葉市介護保険事業課　　電話 043-245-5256		
	千葉県運営適正化委員会　　電話 043-246-0294		
	千葉県国保連合会　苦情処理係　　電話 043-254-7428		

事業者は、利用者又はその家族に対して本重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は介護サービスの提供の開始について同意し、別紙通所介護契約書を締結することとする。

居宅介護支援　重要事項説明書

（　令和７年４月１日現在　）

１　法人、施設の概要

【名称・所在地等】　　＊当事業所は特別養護老人ホーム中野園に併設しています

法　人　名	社 会 福 祉 法 人　高 砂 会　　【平成２年７月３１日法人認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
代　表　者	理事長　西　　芳 秀		
施　設　名	居宅介護支援センター　中 野 園　　【平成１２年４月１日開設認可】		
所　在　地	千葉市若葉区中野町２１４８番地６		
管　理　者	篠 塚 隆 一		
事業者番号	居宅介護支援事業（千葉県　第１２７０４０００６０号）		
電　　話	０４３－２２８－３５５５	Ｆ Ａ Ｘ	０４３－２２８－３３７７
E‐Ｍａｉｌ	info@nakano-en.jp		
ホームページ	http//www.nakano-en.jp		
併 設 事 業	・介護老人福祉施設（定員５０名） ・短期入所生活介護事業（定員４名） ・通所介護事業（定員２０名）		

【職員体制】

職名	常勤	非常勤	計
管理者	１名		１名
介護支援専門員	２名		２名

＊管理者は介護支援専門員と兼務

【営業内容】

営業日	毎週　月～金（国民の祝日および１２月３１日～１月３日を除く）
営業時間	午前９時　～　午後６時００分
参考	緊急時は上記の連絡先までご連絡下さい。

【職員の業務内容】

＜管理者＞

１）介護支援専門員の管理、居宅介護支援の申し込みに関わる調整、業務実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

２）介護支援専門員に厚生労働省令で定められた、居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。

＜介護支援専門員＞

１）要支援者及び要介護者状態にあるご利用者やご家族からの相談に応じ、その心身の状況等

に応じて、居宅にて自立した生活が営めるよう、適切な居宅サービス計画を作成するとともに、施設サービスを利用できるよう市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。

２　居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

重要事項を説明し、契約書内容のご確認をいただき契約の締結をします。

↓

担当の介護支援専門員が面接し、ご利用者やご家族の希望を把握し解決すべき課題を分析し、居宅サービス計画の原案を作成します。

↓

居宅サービス計画の原案をご説明し、ご利用者やご家族と相談の上、居宅サービス計画の修正やサービス事業者の選定を行います。

↓

選定していただいたサービス事業者等と連絡調整を図り、居宅サービス計画内容の修正及び調整を図ります。

↓

修正された居宅サービス計画の内容をご確認いただき、同意をいただきます。

↓

サービス提供が開始されます。

３　利用料金

１）利用料

要支援認定又は要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されますので自己負担はありません。

＊　ただし、保険料の滞納等により保険給付金が当事業所に支払われない場合は、１ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

要介護度１・２	１２,０００円
要介護度３・４・５	１５,５９１円

【加算】一定の要件を満たす場合は下記の単位数を算定します。

① 初回加算：３００単位／月
② 入院時情報連携加算Ⅰ：２５０単位／月
③ 入院時情報連携加算Ⅱ：２００単位／月
④ 退院・退所加算Ⅰイ：４５０単位／月
⑤ 退院・退所加算Ⅰロ：６００単位／月
⑥ 退院・退所加算Ⅱイ：６００単位／月
⑦ 退院・退所加算Ⅱロ：７５０単位／月
⑧ 退院・退所加算Ⅲ：９００単位／月
⑨ 緊急時等居宅カンファレンス加算：２００単位／月
⑩ ターミナルケアマネジメント加算：４００単位／月
⑪ 通院時情報連携加算：５０単位／月

【減算】一定の要件を満たさない場合は下記のとおり所定の単位数について減算します。

① 運営基準を満たさない期間が１ヶ月以下の場合：５０％で算定

② 運営基準を満たさない期間が２ヶ月以上の場合：算定しません

＊　上記金額は、厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅サービス計画費の額です。

２）交通費＜支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に説明し同意を得ます。＞

当事業所を基点とし３０㎞以内にお住まいの方は無料です。その他地域にお住まいの方は介護支援専門員がご自宅へお伺いするため、下記の金額をいただくこととなります。

３０㎞を越え片道１km あたり　１００円

３）契約解約料＜基本的に下記を除き、ご利用者はいつでも契約を解約することができ一切料金はかかりません。＞

【請求する場合】ご利用者の都合で解約した場合は、下記の金額をいただきます。ただし、この場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に説明し同意を得ます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	要介護度　１・２　　１２,０００円 要介護度　３・４・５　　１５,５９１円
千葉県国民健康保険団体連合会へ給付管理票の提出後に解約した場合	料金は一切かかりません

５）その他

複写物の交付代：１枚１０円

４　サービスの利用方法

①　サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いします。重要事項を説明し契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

②　サービスの終了

１）ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

２）当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

３）自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・ご利用者がお亡くなりになった場合

４）その他

ご利用者やご家族等が、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

５　当事業所の居宅介護支援の特徴

①　運営の方針

１）要介護状態等にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行います。

２）ご利用者の心身の状況やおかれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います

３）指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用

者の立場にたって、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事がないよう、公正中立に行います。その際、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容・利用料等の情報を、適正にご利用者またはそのご家族に対して提供すると共に、ご利用者またはそのご家族は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。また、ご利用者またはそのご家族は、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

4）指定居宅介護支援の事業の運営にあたっては、関係市区町村、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5）ご利用者の自立支援及び生活の質を図るため、居宅介護支援にあたる職員の能力を高めるよう心がけます。

② 居宅サービス計画の作成方法

課題分析票を用いて、ご利用者の状況を総合的にとらえ生活上の解決すべき課題を明らかにし、居宅サービス計画を作成します。

③ 相談受付場所

・当事業所内の相談室

・ご利用者のご自宅、又はご利用者及びご家族が指定される場所

④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度

・１ヶ月に１度の訪問とさせていただきます。

・その他必要に応じて随時実施いたします。

⑤ 指定居宅サービス事業者と緊密な連携を図り、質の高い居宅サービス計画とするため、また各サービスが共通の目的達成のため、サービス担当者会議を開催します。

６　サービス内容に関する相談・苦情

相談･苦情窓口	苦情解決責任者	管 理 者：篠 塚 隆 一	連絡先：中野園 電話 043-228-3555
	苦情受付担当者	介護支援専門員：佐 藤 民 子	
中野園 第三者委員	鈴 木 絹 枝	電話 043-228-3555	
	高 橋 祥 子	電話 043-228-3555	
行政の窓口	千葉市介護保険事業課	電話 043-245-5256	
	千葉県運営適正化委員会	電話 043-246-0294	
	千葉県国保連合会　苦情処理係	電話 043-254-7428	

事業者は、利用者又はその家族に対して本重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者は居宅介護支援サービスの提供の開始について同意し、別紙居宅介護支援契約書を締結することとする。